

4 請求事務等について

1 障害児支援に係る国資料の確認について

- (1) 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和 3 年 3 月 12 日)について

下記のアドレスにおいて、令和 3 年 3 月 12 日付の資料が掲載されております。掲載資料のうち、(5)障害福祉課／地域生支援推進室 / 障害児・発達障害者支援室提供の資料については十分に確認をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryuu/index.html

- (2) 報酬算定構造・サービスコード表等について

下記のアドレスにおいて、資料が掲載されております。掲載資料のうち、「請求書明細書」、「実績記録票」については、日頃の請求業務において重要となるものですので、記載例と合わせて確認をお願いします。また、請求事務において重要となる報酬改定後の請求サービスコードも記載されていますが、報酬改定後の 5 月請求は請求エラーが多発します。各事業者におかれては、正しい請求コードで請求を行っているか、十分に確認をお願いします。なお、ウェルネットなごやにも改定後の実績記録票を掲載しているので確認をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00016.html

- (3) 障害者福祉分野のトピックス > 障害児支援施策

下記のアドレスにおいて、障害児支援に関する様々な資料が掲載されております。事業者からお問い合わせいただくことの多くが、記載されておりますので、今一度ご確認をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

- (1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、「3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園 の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく」ことと

され、2019年10月から児童発達支援等の利用者負担の無償化が実施されています。

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、年度替りにあたって請求誤りのないよう、各事業者におかれては、十分に注意をして請求事務を行ってください。

① 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

② 対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(2) 各事業者の具体的な事務作業

無償化に関するFAQやリーフレットデータをウェルネットなごやの下記アドレスに掲載しておりますので、保護者に対する説明及び制度の周知に活用してください。

http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2019090400018/

無償化の対象となる障害児は、受給者証の更新時等において、新しい受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載しております。受給者証に記載されている児童の生年月日を十分に確認して、無償化の対象となる児童を把握してください。

また、令和3年4月からは、新年度になるため、無償化の対象となる児童が、下記のとおり変更となります。請求事務にあたっては、利用児童の生年月日を確認の上、請求エラーとならないよう、十分に注意して請求事務を行ってください。

時 期	対 象 者
2021年4月1日 ～2022年3月31日	誕生日が 2015年4月2日～2018年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

3 その他（上限管理、過誤調整、同日併給等）

毎月の給付費請求事務において、以下、再度周知をいたします。

(1) 複数児童に係る上限管理事務について

複数障害児が1つの事業所のみを利用する場合においても、上限管理事業者の登録は必要となりますが、上限管理事業所のみを利用している月は、上限管理加算は算定できません。上限管理事業者の登録をされていない場合は、請求エラーとなりますのでご注意ください。

(2) 複数児童に係る利用者負担上限額管理結果票の電送対応について

国保連合会のシステム対応がなされ次第、ウェルネットなごや新着情報に掲載いたします。当面は、従前どおり、子ども福祉課へ当該管理結果票を送付してください。

(3) 上限管理加算を算定可否について

受給者証において、利用者負担上限額管理対象者該当の有無が「該当」となっている場合でも、当該児童が上限管理事業所しか利用していない月は、上限管理加算は算定できませんのでご注意ください。負担額が負担上限月額を実際に超えているか否かは算定の条件ではありません。このようなケースにおいて、誤って利用者負担上限額管理加算を算定している場合は、過誤申立てを行い、正しい内容で再請求してください。

(4) 過誤申立書提出期日の前倒しについて

平成30年度からの国保連への過誤データ伝送締切日変更に伴い、郵送による過誤申立提出日を、「毎月6日必着」(※重要)としています。期限を厳守でお願い致します。

(5) 障害児通所給付費の併給について

障害児通所給付費は日額の報酬評価となっております。そのため、同一日において、児童発達支援や放課後等デイサービスを2回利用することはできません。あらかじめ、保護者への説明と、適切な利用調整をお願いします。なお、同一日の併給審査を行っておりますが、毎月、一定数の併給が確認されています。実際の利用日に基づかない報酬請求は架空請求となり、処分の対象となりますので十分にご注意ください。

なお、保育所等訪問支援については、他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能ですが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできません。※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号総則参照）